

平成17年 5月24日

各 位

会 社 名 株式会社日立国際電気

電子公告制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成17年5月24日開催の取締役会において、電子公告制度の導入を目的として定款を変更することの承認を求める議案を、平成17年6月27日開催の当社第81期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款を変更する理由

「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行され、公告の方法を電子公告とすることが認められたことから、この制度を導入するために定款の変更を行うものであります。

2. 定款変更案の内容

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(公告の方法) 第5条 当社の公告は東京都において発行する <u>日本経済新聞に掲載する。</u>	(公告の方法) 第5条 当社の公告は電子公告により行う。ただし <u>電子公告によることができない事故その他の やむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞 に掲載して行う。</u>

(注)1.上記の内容については、平成17年6月27日開催の当社第81期定時株主総会において付議する「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件とします。

2.なお、公告を掲載するホームページのアドレスは、上記総会での決議後、同日開催予定の取締役会において決定する予定です。

以上